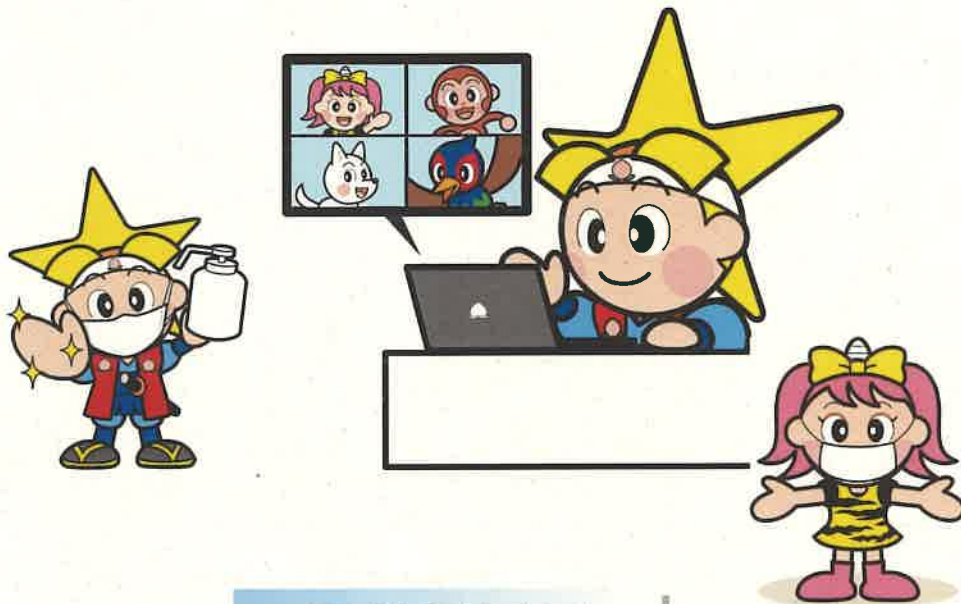


令和3年度

備前圏域相談支援事業者  
に対する集団指導資料

【 相談支援編 】



備前県民局  
玉野市  
備前市  
瀬戸内市  
赤磐市  
和気町  
吉備中央町

## 資 料 目 次

- 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について ..... 1
- 相談支援の充実等について ..... 8
- 障害者虐待の未然防止・早期発見等について ..... 17
- 障害者の地域生活への移行・継続の支援の推進等について ..... 22
- 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要 ..... 30

#### 4 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

社会保障審議会障害者部会にてとりまとめられた「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」(令和3年12月16日)において、一律に介護保険サービスが優先されるものではないこと等の運用に当たっての考え方について改めて周知徹底を図ること、また、介護保険サービスの利用に当たっての課題への対応として創設された制度の積極的な周知を進めることが必要とされている。【関連資料1】

##### (1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係【関連資料2】

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知)で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

また、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」(平成27年2月18日付事務連絡。以下「事務連絡」という。)において、制度の適切な運用について示しているところであり、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

なお、介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能

か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけるよう改めてお願いします。

さらに、特に65歳を迎える者については、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間も考慮して、65歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願いする。

その際、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- ・相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるように介護保険制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めてお願いします。

## **（２）新高額障害福祉サービス等給付費について【関係資料３】**

いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、各市町村におかれては、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。なお、申請者への制度周知・説明に当たっては、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。

また、対象者要件を満たす者の把握については、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対応いただきたい。

加えて、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、

申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～中間整理～ (抄)

高齢の障害者に対する支援等について

介護保険優先原則について

- 現行の介護保険優先原則を維持することは一定の合理性があると考えられるものの、介護保険優先原則の運用に当たっては、一律に介護保険サービスが優先されるものではなく、申請者ごとの個別の状況を丁寧に勘案し、介護保険サービスだけでなく障害福祉サービスの利用も含めて、申請者が必要としている支援が受けられるよう、支給決定を行う市町村において適切な運用がなされることが必要である。市町村によって、運用状況に差異があるとの指摘を踏まえ、一律に介護保険サービスが優先されるものではないこと等の運用に当たった考え方について改めて周知徹底を図ることが必要である。

既存の制度について

- また、介護保険サービスの利用に当たった課題への対応として創設された制度の普及が十分に進んでいるとは言えない状況であるため、

  - 共生型サービスについては、関係事業者に対する制度そのものの周知や、当該サービスの立ち上げに必要な準備、手続き等についての周知に取り組むとともに、
  - 新高額障害福祉サービス等給付費については、当該制度についての情報が対象となり得る利用者に伝わるよう自治体における積極的な周知を進めるとともに、自治体による円滑な制度実施に向けた留意点や事例を示すことが必要である。



## 介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。

一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、**申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断**

### (2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者(受給者)である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

#### ② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、**障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。**

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年通知)」

市町村が**適当と認める支給量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等**には、**障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能**

### ③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について**介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合**には、その限りにおいて、**介護給付費等を支給することが可能**である。

- ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において**適当と認める支給量が**、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。
- イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。
- ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

**障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能**

- イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」



## 新高額障害福祉サービス等給付費について

- 平成30年4月より、高齢障害者の介護保険サービスの利用を促進するため、**65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し、介護保険サービス利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により利用者負担を軽減(償還)する仕組み(新高額障害福祉サービス等給付費)**を設けたところ。
- 当該給付費については、対象者からの申請が必要であり、いくつかの自治体では、申請対象者に対して個別に勧奨通知を送付している事例もあり、**高齢障害者への制度の周知について丁寧に説明いただきたい。**
- また、65歳に達する障害者が当該給付費の要件となる「相当介護保険サービス」を利用しているか否かについては、介護保険担当部局とも連携して、その把握に努めていただきたい。

### 対象者の具体的要件①（「65歳に達する前に長期間にわたり」）

**65歳に達する日前5年間にわたり**、相当する障害福祉サービス(相当障害福祉サービス)に係る**支給決定を受けていたこと**を要件とする。

※ただし、65歳に達する日前5年間にわたり、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

### 対象者の具体的要件②（「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」）

今回の利用者負担軽減の対象となるサービス(「相当障害福祉サービス」及び「相当介護保険サービス」)は以下のとおり。



(離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。)

(離島等で行われる、これらに相当するサービスを含む。)  
(介護予防サービスは含まない。)

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護福祉サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

### 対象者の具体的要件③（「所得の状況」）

65歳に達する日の前日において「**低所得**」又は「**生活保護**」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「**低所得**」又は「**生活保護**」に該当することを要件とする。

### 対象者の具体的要件④（「障害の程度」）

65歳に達する日の前日において**障害支援区分2以上**であったことを要件とする。

### 対象者の具体的要件⑤（「その他の事情」）

**65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったこと**を要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②「65歳」という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

## 11 相談支援の充実等について

### (1) 地域生活定着支援センターとの連携強化事業の創設について

#### 【関連資料1】

障害者等が、矯正施設等からの退所後に実際に生活を営もうとする市町村等において、円滑に福祉サービス等を利用できるよう、市町村等が地域生活定着支援センターとの連携をより促進するため、令和4年度地域生活支援事業に「地域生活定着支援センターとの連携強化事業」を創設する予定である。

事業内容等の詳細については今後示す予定であるが、各市町村等におかれては、基幹相談支援センターへ委託する等により積極的な実施を検討されたい。

また、関係団体から本事業の実施にかかる要請があった場合は、特に積極的に検討されたい。

### (2) 相談支援従事者研修制度、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修制度について

#### ① 研修の受講見込人数の把握、必要な研修の実施等について【関連資料2～4】

相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成については、それぞれ令和2年度及び令和元年度に研修制度等を見直している。各都道府県においては、以下の点に留意して新たな研修制度に基づく相談支援専門員、サービス管理責任者等の養成を円滑に進めていただきたい。

#### ② サービス管理責任者等養成研修の受講機会の確保について

サービス管理責任者等の養成研修については、一部の都道府県において、研修受講希望者が事業所の存在する都道府県で研修を受講できない場合があるとの意見をいただいている。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために、密を避ける等の配慮が必要な状況が継続しているが、サービス管理責任者等の確保は各事業所の事業継続上不可欠であることに鑑み、オンラインと対面を効率的に組み合わせる等の研修実施上の工夫(※)を凝らしていただき、受講希望者が受講できないような事態にならないよう、引き続き配慮をお願いする。

(※)「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」(令和2年5月13日事務連絡)を参照。

#### ③ サービス管理責任者等更新研修について

研修制度見直し前の平成30年度までに研修を修了したサービス管理責

任者等が資格を更新するためには、令和5年度末までに更新研修を受講する必要がある。管内の受講見込人数を事前に把握し、研修回数や受講定員数等について適切に設定いただく等、計画的な研修実施をお願いする。特に、令和5年度に受講希望が集中することで、必要な更新研修が受けられない事態が発生することのないよう、令和4年度中の受講を促して受講者を分散させる等、適切な措置を講じられたい。

#### ④ 主任相談支援専門員について

主任相談支援専門員については、令和2年度以降、準備の整った都道府県から養成を開始している。各都道府県においては、地域における人材養成や地域作りの中核を担う人材を早期に養成する観点から、基幹相談支援センターに配置されることが見込まれる主任相談支援専門員を優先的に養成することが望ましく、市町村との連携を図り、計画的な主任相談支援専門員の養成に努められたい。

#### ⑤ 専門コース別研修について【関連資料5】

令和4年度からは、専門コース別研修の拡充等を行う予定としており、相談支援専門員及びサービス管理責任者等を対象とする「就労支援」並びに「障害児支援」、相談支援専門員を対象とする「介護支援専門員との連携・相互理解」のコースを設定する予定である。各都道府県においては、専門性確保等のため、これらの研修の実施をお願いする。

### (3) 令和4年度における国研修の開催予定について

令和4年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者等に係る国研修の受講者には、これまでの国研修との一定の継続性を保つ観点から、既受講者又は次年度も継続して受講できる者を含めることを要件とする予定である。

また、開催の日程については、以下のとおりとする予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

令和4年度は相談支援従事者指導者養成研修、サービス管理責任者等指導者養成研修ともに各4日間の研修として実施することとしているが、相談支援従事者指導者養成研修については、研修内容の定着等を図るフォローアップのための研修を一定の期間をあけた上で、オンラインで実施することとしている。

また、サービス管理責任者等指導者養成研修については、専門コース別研修の内容を扱う9月13日(火)をオンラインで実施することとしているので、ご了知いただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、下記の全ての日程についてオンラインで実施する場合がある。

**相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）**

■日時：令和4年6月29日（水）～7月1日（金）、令和5年3月3日（金）

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

（注）令和5年3月3日（金）についてはオンラインで実施する。

**サービス管理責任者等指導者養成研修会（国研修）**

■日時：令和4年9月13日（火）～16日（金）

■場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木4丁目1番地）

（注）令和4年9月13日（火）についてはオンラインで実施する。

**（4）基幹相談支援センターの設置促進等について【関連資料6～7】**

計画相談支援の対象者を原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、指定相談支援事業所の数は平成24年度から令和3年度で2,851ヶ所→11,050ヶ所に増加し、従事する相談支援専門員の数は5,676人→25,067人に増加した。

一方、1事業所当たりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所が多いことから、市町村又は圏域において、これら事業所を援助するなど相談支援体制の更なる充実・強化に向けた取組が求められている。この取組の中核となる基幹相談支援センターを設置している市町村は873自治体（設置率50%）であり、基幹相談支援センター未設置市町村においては、地域の相談支援体制の充実を図る観点から基幹相談支援センターの設置を検討されたい。

令和3年度からの第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）においては、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取り組みの実施体制を確保するとの成果目標を設定し、総合的・専門的な相談支援の実施と地域の相談支援体制の強化を活動指標としてお示ししたところである。

こうした市町村における相談支援体制の充実・強化の取り組みは、基幹相談支援センターの果たすべき役割と同一のものであり、基幹相談支援センターが地域の相談支援の中核として、こうした役割を果たすことができるよう主任相談支援専門員を配置し、主任相談支援専門員が中心となって相談支援従事者に対するスーパービジョンを含む実地教育（OJT）を適切かつ効果的に行うことや、相談支援事業者が行う支援の検証の取組等を実施することが求められることから、積極的に基幹相談支援センターの設置や活用を検討されたい。

（※）基幹相談支援センターの役割や地域の相談支援体制の充実・強化については「計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域

の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について」(令和3年3月31日付障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照。

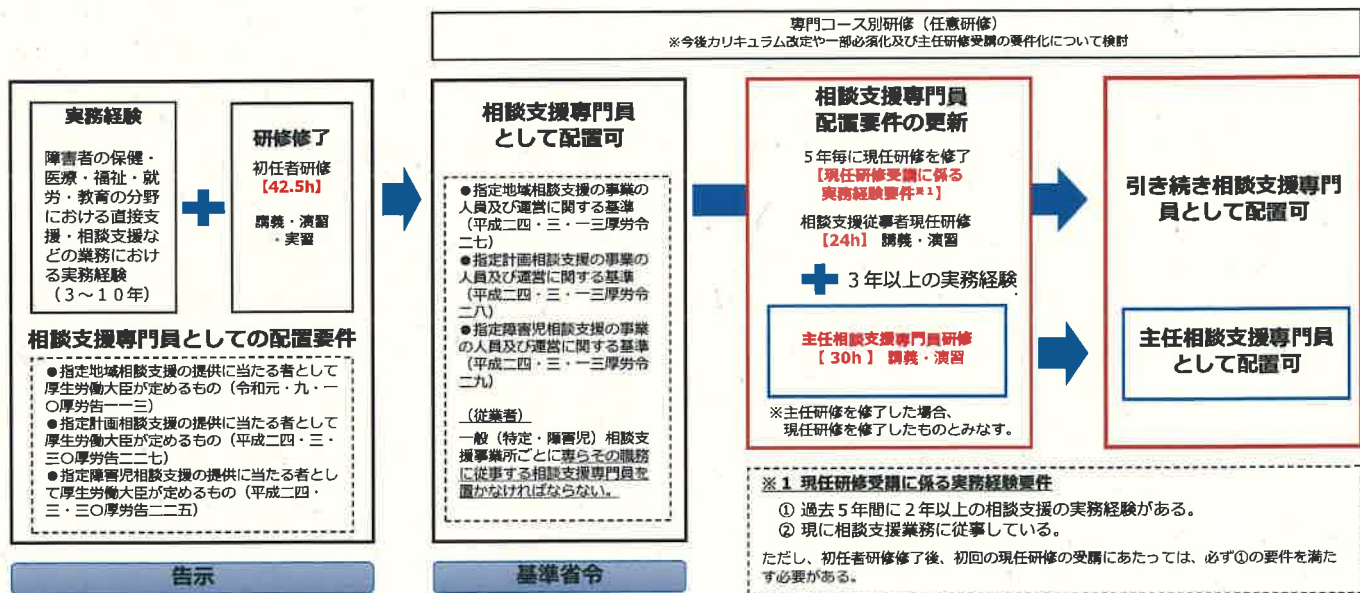
#### (5) 個別避難計画作成の協力について

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、自ら避難することが困難な障害者等の避難行動要支援者について市区町村が個別避難計画作成することが努力義務とされた。この個別避難計画作成にあたっては、相談支援専門員などの福祉専門職の参画を得ることが極めて重要であるとされていることから、市区町村による個別避難計画作成にあたっては、相談支援専門員などの福祉専門職等に対して協力を求める等働きかけられたい。



## 相談支援専門員制度について（令和2年4月1日～）

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を充実させる改定を実施した。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件（※1）**を追加。（※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。）
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



## 専門コース別研修の拡充について

サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修: 講義名	時間数
意思決定支援	6h

R3→R4



サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者研修: 講義名	時間数	拡充理由
意思決定支援	6h	
障害児支援(新設)	13h	従前の児童分野の内容を補完
就労支援(新設)	14h	従前の就労分野の内容を補完

相談支援専門員研修: 講義名	時間数
障害児支援	6.5h
権利擁護・成年後見制度	14h
地域移行・定着、触法	13h
セルフマネジメント	6.5h
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h
意思決定支援	6h



相談支援専門員研修: 講義名	時間数	拡充理由
障害児支援(拡充)	13h	相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応
権利擁護・成年後見制度	14h	
地域移行・定着、触法	13h	
セルフマネジメント	6.5h	
スーパービジョン・管理・面接技術	6.5h	
意思決定支援	6h	
就労支援(新設)	14h	障害者雇用・福祉施策の連携強化に関する検討会における報告内容を踏まえた対応
介護支援専門員との連携・相互理解(新設)	10.5h	社会保険審議会障害者部会報告書や相談支援の質の向上に向けた検討会とりまとめを踏まえた対応

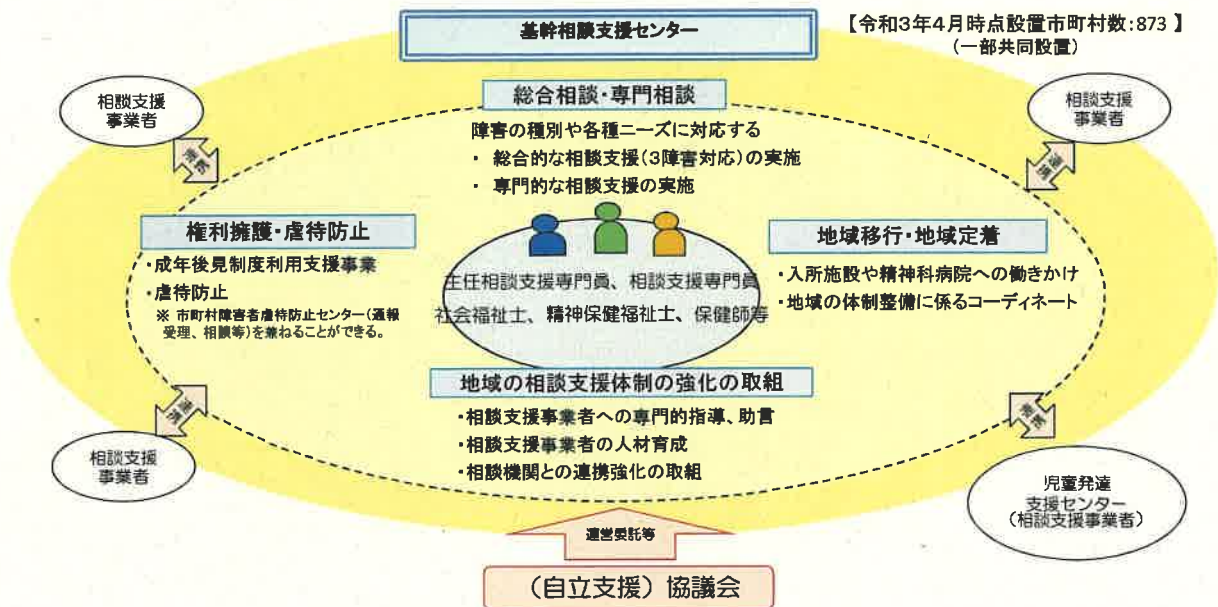
※黄色塗り部分がR4年度新設・拡充部分

※意思決定支援、障害児支援及び就労支援のカリキュラムは相談支援専門員、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に共通（都道府県等においては、両対象者へ一体的に実施することも可能）。

## 基幹相談支援センターの役割のイメージ

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。

※ 平成24年度予算において、地域生活支援事業費補助金により、基幹相談支援センターの機能強化を図るための、①専門的職員の配置、②地域移行・地域定着の取組、③地域の相談支援体制の強化の取組に係る事業費について、国庫補助対象とした。



# 計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

関連資料7

障障発0331第7号  
令和3年3月31日

## 第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組み事項等について

### 1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- (1) 相談支援事業所
  - 1) 事業所の体制強化と質の向上
  - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
  - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
- (2) 障害者相談支援事業
- (3) 基幹相談支援センター
  - 1) 役割 2) 特に強化すべき取組 3) 地域課題の集約
- (4) (自立支援)協議会

### 2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
  - 1) 実習への積極的関与 2) 支援の検証の取組等の実施
  - 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

### (1) 相談支援事業所について

1) 事業所の体制強化と相談支援専門員の質の向上令和3年度改定の趣旨等を踏まえ、複数の常勤専従の相談支援専門員や主任相談支援専門員の配置を進めることで、相談支援事業所の独立性や中立公正性を保った事業運営を図るとともに、事業所内外における実地教育や自己研鑽等により、障害者支援に関する専門的知識・技術を獲得することで、各相談支援専門員が行う相談支援の質の向上を図る。

その際には、従業者が地域に対する幅広い視野や知識を持ち、自らの支援を含む業務を多角的・総合的に検討し、また振り返ることができる機会や支援者支援を受けることができる機会を確保できる事業所運営に留意する。

### (3) 基幹相談支援センター（地域生活支援事業）について

#### 2) 特に強化すべき取組について

基幹相談支援センターにおいて、特に強化すべき点は以下のとおりであり、基幹相談支援センター等機能強化事業を活用することが望ましい。なお、以下に示す2点は第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）において、当該計画期間中に市町村にその機能を有する体制を整備することを求めているものである。

### ① 地域の相談支援体制の強化の取組

地域の相談支援体制の強化の取組は、相談支援事業所の質を高める上で重要である。

相談支援事業所の多くは、相談支援専門員の配置が少人数であるため、事業所内におけるサービス等利用計画等の評価や実施研修などを行いにくく、事業所単位での人材育成が困難な場合がある。

基幹相談支援センターの職員が各事業所を訪問し、相談支援専門員へのスーパービジョンの実施、サービス等利用計画等の評価や指導・助言等により、相談支援専門員の資質向上を図ることができる。また、地域の相談機関が集まる定期的な連絡会や事例検討会などを開催することは、各職員の資質向上に資するとともに、地域の相談機関相互の連携強化を図ることができる。

### ② 総合的・専門的な相談支援の実施

(略)



# 計画相談支援等に係る令和3年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について（概要）

障害発0331第7号  
令和3年3月31日

## 第四 地域の相談支援体制のさらなる充実・強化を図るための今後の各自治体における取組み事項等について

### 1. 各地域の相談支援体制における今後の目指すべき方向性

- (1) 相談支援事業所
  - 1) 事業所の体制強化と質の向上
  - 2) 利用者及びサービス事業者等との信頼関係の醸成
  - 3) 利用者への支援を通じた地域課題の整理、社会資源の開発
- (2) 障害者相談支援事業
- (3) 基幹相談支援センター
  - 1) 役割 2) 特に強化すべき取組 3) 地域課題の集約
- (4) (自立支援)協議会

### 2. 各自治体において今後取り組むべき事項について

- (1) 各地域で構築する相談支援体制の方向性等の検討
- (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備
  - 1) 実習への積極的関与 2) 支援の検証の取組等の実施
  - 3) 基幹相談支援センターの設置促進、役割の再検討
- (3) モニタリング結果の取扱い等
- (4) 地域生活支援拠点等
- (5) 自然災害への対応
- (6) セルフプランについて（従前の方針を踏まえた対応）

## 2 各自治体において今後取り組むべき事項について

### (2) 相談支援専門員養成制度の見直しと実地教育の実施体制の整備について

1) 相談支援専門員養成制度の見直しと実習の実施について  
相談支援専門員の養成制度については、主任相談支援専門員の制度が創設され、養成が開始されたほか、令和2年度から相談支援専門員を養成する初任者研修、現任研修についてもカリキュラム改定等の制度改正を行い、その中では、初任者研修において実習を必須化したところである。

これまで、人材養成については研修の実施主体となっていたことから都道府県を中心とした取組としてきたところであるが、実地教育（OJT）の重要性が明らかになってきていることから、より現場に近いところでの教育を加えた養成体系としているところである。併せて、相談支援については、その過半において、市町村が指定権者もしくは実施主体となっていることから、今後の実地教育の体制整備や初任者研修等における実習の実施に当たっては、市町村の積極的な関与が求められるものである。

### 2) 支援の検証の取組等の実施について

各相談支援事業所の質の向上、公正・中立性を高めるほか、地域全体で支援者支援の体制を構築するためには、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画（基本指針）における成果目標⑥相談支援体制の充実・強化等に関する目標のうち、地域の相談支援体制の強化の活動指標に掲げる項目に着実に取り組むことが重要である。

具体的には、例えば第三の2の(4)においてモニタリング頻度を標準期間より短縮することを検討すべきとして例示した者をはじめ支援方針の検討や支援の進捗管理を共同で実施することが望ましい利用者の支援を検討・検証することや、市町村等で業務に従事する相談支援専門員が自らの支援を開示し、振り返る場を地域の中に設置運営することが求められる。この場においては、第四の2の(3)にある市町村が提出を受けたモニタリング報告の検証も含めて行われることが効果的かつ効率的である。

なお、検証についてはあくまで支援者支援の視点をもって実施されることが重要であることに留意すること。



## 12 障害者虐待の未然防止・早期発見等について

### (1) 障害者虐待の未然防止・早期発見と身体拘束等の適正化に向けた取組について【関連資料1～2】

#### ① 虐待の防止のための措置の義務化について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者虐待防止の更なる推進を図るため、以下の内容を運営基準に盛り込んだところである。

- ・ 従業者への研修の実施
- ・ 虐待防止のための対策を検討するための委員会の開催、委員会での検討結果を従業者に周知
- ・ 虐待の防止等のための責任者の設置

#### ② 身体拘束等の適正化に向けた取組について

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、身体拘束等の適正化の更なる推進のため、運営基準において施設・事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行っている。

- ・ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催
- ・ 身体拘束等の適正化のための指針を整備
- ・ 身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施

①及び②の内容は令和4年4月から義務化（新要件に基づく身体拘束廃止未実施減算は令和5年度から適用）されるため、各都道府県におかれては、管内の障害者支援施設・事業所に対し、改めて周知されたい。

なお、小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるよう、令和3年度に調査研究を実施しているところであり、その結果については、後日改めてお知らせする予定であるので、施設・事業所に対する助言や指導の参考にされたい。

また、障害者支援施設において、施錠した居室で長時間・長期間に渡り利用者が生活していることが常態化していることがあるとの指摘もあるが、こうした対応を含め身体拘束等が漫然と継続することはあってはならないことであり、運営基準に規定した取組を徹底するとともに、職員の人権意識や支援技術の向上を図ることが重要であることを踏まえつつ、施設・事業所に対する必要な指導をお願いする。

#### ③ 障害者虐待防止法に関するQ & Aの改正について【関連資料3】

令和3年12月16日「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて」中間整理において、「障害者支援に専門性を有する職員を活用し、

市町村が行う立入検査体制等の強化を図るため、障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報又は届出に対する安全の確認及び事実の確認のための措置及び同法第11条第1項に定める立入調査を基幹相談支援センターに委託（立入調査は、市町村職員としての身分を有する者に限る）可能なことを明確化する必要がある」とされた。

これを踏まえ、令和3年12月24日付けで「障害者虐待防止法に関するQ & Aについて」（平成24年11月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）を改正し、法第9条第1項に定める安全確認や事実確認の業務については基幹相談支援センターに委託することが可能であること、法第11条に基づく立入検査業務は公権力の行使として市町村が行うべきものであるため、基幹相談支援センターが行う場合でも市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員が行う必要があること等を明示しているので、各自治体において周知徹底を図られたい。

#### ④ 通報の徹底及び虐待事案における適切な対応について

障害者虐待の深刻化、重篤化を防ぐため、通報義務についての周知を更に徹底するとともに、法第16条第4項において、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても周知徹底を図られたい。

また、報道等で重篤な虐待事案が散見されることから、市町村においては、事業所に対する適切な事実確認を実施するとともに、都道府県等においては、市町村と連携して適切な権限行使を視野に入れた指導をお願いしたい。

## （2）障害者虐待防止対応状況調査について【関連資料4】

令和2年度の障害者虐待防止法に基づく対応状況調査結果では、全国的には養護者虐待は警察からの通報の増加、施設従事者虐待は管理者等からの通報の増加を背景に、相談・通報件数は増加の傾向にあるが、虐待判断件数は横ばいの傾向であった。

一方で、各都道府県別に見ると、相談・通報件数に対する①虐待判断件数の割合、②事実確認調査を実施した割合等に大きなばらつきが見られた。

各都道府県におかれては、再度調査結果を確認し、自らの県の状況と全国の状況を比較し、虐待判断件数や事実確認調査の割合が著しく低い場合は、その要因を分析し、管内の市町村において適切に虐待判断や事実確認が行われるよう必要な助言等を行うこと。

なお、令和3年度の調査結果は現在、集計・分析中であり、結果については年度末に公表予定であるが、調査研究において、自治体による事実確認調

市町村が行う立入検査体制等の強化を図るため、障害者虐待防止法第9条第1項に定める通報又は届出に対する安全の確認及び事実の確認のための措置及び同法第11条第1項に定める立入調査を基幹相談支援センターに委託（立入調査は、市町村職員としての身分を有する者に限る）可能なことを明確化する必要がある」とされた。

これを踏まえ、令和3年12月24日付けで「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」（平成24年11月21日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）を改正し、法第9条第1項に定める安全確認や事実確認の業務については基幹相談支援センターに委託することが可能であること、法第11条に基づく立入検査業務は公権力の行使として市町村が行うべきものであるため、基幹相談支援センターが行う場合でも市町村が自ら設置する基幹相談支援センターの職員が行う必要があること等を明示しているので、各自治体において周知徹底を図られたい。

#### ④ 通報の徹底及び虐待事案における適切な対応について

障害者虐待の深刻化、重篤化を防ぐため、通報義務についての周知を更に徹底するとともに、法第16条第4項において、虐待通報を行った職員等への不利益な取扱い等がなされないことについても周知徹底を図られたい。

また、報道等で重篤な虐待事案が散見されることから、市町村においては、事業所に対する適切な事実確認を実施するとともに、都道府県等においては、市町村と連携して適切な権限行使を視野に入れた指導をお願いしたい。

## （2）障害者虐待防止対応状況調査について【関連資料4】

令和2年度の障害者虐待防止法に基づく対応状況調査結果では、全国的には養護者虐待は警察からの通報の増加、施設従事者虐待は管理者等からの通報の増加を背景に、相談・通報件数は増加の傾向にあるが、虐待判断件数は横ばいの傾向であった。

一方で、各都道府県別に見ると、相談・通報件数に対する①虐待判断件数の割合、②事実確認調査を実施した割合等に大きなばらつきが見られた。

各都道府県におかれては、再度調査結果を確認し、自らの県の状況と全国の状況を比較し、虐待判断件数や事実確認調査の割合が著しく低い場合は、その要因を分析し、管内の市町村において適切に虐待判断や事実確認が行われるよう必要な助言等を行うこと。

なお、令和3年度の調査結果は現在、集計・分析中であり、結果については年度末に公表予定であるが、調査研究において、自治体による事実確認調

査や虐待判断のばらつきの解消に向け、手引きの作成等を行う予定であるので、参考にされたい。

**(3) 令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修について**

令和4年度障害者虐待防止・権利擁護指導者研修については、オンラインにより実施する予定である。正式な決定次第、別途連絡を行うので適任者を推薦いただく等、ご協力をお願いします。

**(4) 障害者虐待防止対策支援事業について【関連資料5】**

令和4年度の障害者虐待防止対策関係予算については、今年度と同様6.2億円を確保している。各都道府県におかれては、当該予算を活用し、特に虐待の防止等のための責任者で都道府県等が開催する虐待防止のための研修が未受講である者に対し、研修受講を勧奨されたい。

また、都道府県や市町村で障害者等の虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、専門職員の確保や研修、「虐待対応専門職チーム」の活用促進等を行うとともに、死亡等の重篤事案についての検証の実施、学校、保育所等、医療機関等の関係職員に研修の受講対象者の拡大を図ることにより、支援体制の強化を図ることができるよう、積極的な活用をお願いします。

## 障害者虐待防止の更なる推進

関連資料1

○障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込んでいる。

※ 令和4年度より義務化（令和3年度は努力義務）

### 【改正後】

- ① 従業者への研修実施（義務化）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会(注)を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務化（新規））
- ③ 虐待の防止等のための責任者の設置（義務化）

(注)虐待防止委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証や再発防止策の検討等

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示予定。

### 【主な内容】

- ①協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合も研修を実施したものとみなす。
- ②事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ②委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない



## 14 障害者の地域生活への移行・継続の支援の推進等について

### (1) 障害者の地域生活への移行・継続の支援の推進

障害者が身近な地域で生活できるよう、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や親元からの自立の実現に向けて、障害者が希望する地域生活への移行や継続の支援を推進していく必要がある。

都道府県並びに市町村におかれては、障害福祉計画に掲げる目標（※）の達成に向けて、以下の点を踏まえて、障害者の地域移行や地域生活の支援の推進をお願いします。

なお、社会保障審議会障害者部会における障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しの中で、障害者が希望する地域生活の実現や継続の支援の充実の観点から、グループホーム、地域生活支援拠点等、自立生活援助などの制度の在り方について検討中であることを申し添える。

※第6期障害福祉計画（令和3年度～令和5年度）に係る国の基本指針において「令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行」することを目標として掲げている。

#### ① 自立生活援助及び地域相談支援の整備の推進

自立生活援助や地域相談支援については、障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等からの地域移行や、一人暮らしに移行した障害者等の地域生活の継続を支えるサービスであり、障害者が希望する地域生活の実現や継続を支援する観点から、これらのサービス提供体制の整備を推進していく必要があるが、現状において地域ごとの取組状況に差があるなどサービス提供体制が十分ではない状況がある。【関連資料1】

また、自立生活援助及び地域相談支援については、障害者が一人暮らし等の地域生活に移行するための住宅の確保や継続的な生活を支援するため、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づく居住支援法人との連携を推進していく必要があるとともに、自立生活援助事業者等の居住支援法人としての指定や居住支援法人の自立生活援助事業者等としての指定を推進していくことが効果的と考えられる。

このため、自立生活援助の整備や居住支援法人との連携を推進するための取組として、令和2、3年度障害者総合福祉推進事業において、自立生活援助の運営ガイドブックの作成やモデル研修を開催するなどの取組を行っているところである。【関連資料2】

都道府県及び市町村におかれては、

- ・自立生活援助の指定を推進するための事業者への働きかけや
- ・市町村における自立生活援助を必要とする者に対する適切な支給決定や標準利用期間の更新

・令和3年度障害者総合福祉推進事業において作成予定の自立生活援助と居住支援法人の連携のための研修カリキュラムやガイドブックを参考に、居住支援法人との連携や自立生活援助事業者や居住支援法人としての指定を推進するための研修会の開催  
など、自立生活援助の整備や居住支援法人との連携に向けて積極的な取組をお願いします。

## ② 地域生活支援拠点等の整備の促進・機能の充実

「地域生活支援拠点等」については、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、

- ・緊急時における相談や短期入所等の活用を可能とすることにより、地域生活の安心感を担保する機能や
- ・体験の機会や場の提供を通じて、入所施設や病院、親元からのグループホームや一人暮らし等の地域生活への移行をしやすくする機能

等を市町村が中心となって地域の実情に応じて整備することにより、障害者が地域で安心して暮らせる支援体制を構築することを目的としたものである。

地域生活支援拠点等については、第6期障害福祉計画に係る国の基本指針において、「令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本」としている。

また、令和3年度報酬改定において、市町村が地域生活支援拠点等として位置づけた短期入所事業所や訪問系サービス事業所等について、地域生活支援拠点等としての役割を評価する加算を創設するなどの取組を行ってきたところである。

現状、地域生活支援拠点等について、令和3年4月時点で整備済みが921市町村（令和2年4月時点469市町村）に留まるとともに、整備済みの地域生活支援拠点等についても、形式的な整備が目的化している場合があるとの指摘がある。【関連資料3】

未整備の市町村におかれては、地域生活支援拠点等の整備に向けた具体的な検討をお願いします。検討に当たっては、地域生活支援拠点等に期待される地域生活の安心の確保や地域移行の推進の役割を踏まえ、市町村の協議会の活用等により、地域のニーズを踏まえた整備となるようご留意願いたい。

整備済みの市町村におかれては、地域の利用者や家族等からニーズを把握し、継続的に地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか検証し、必要な機能の充実を図っていくことが重要である。現在、令和3年度障害者総合福祉推進事業において、市町村がPDCAサイクルを通じて地域のニーズを踏まえた必要な機能が備わっているか、継続的に検証・検討するため

の手引きを作成中であり、全国的に周知することとしているので、当該手引きを参考に必要な機能が備わっているか検証・検討し、地域生活支援拠点等の機能の充実をお願いします。

都道府県におかれては、広域的な見地から、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に向けた役割が期待される。具体的には、管内市町村における地域生活支援拠点等の整備状況や機能の状況を把握し、継続的に市町村に情報共有を図るとともに、未市町村への整備の働きかけや研修会を開催し管内市町村と現状や課題の共有や好事例の紹介するなど、地域生活支援拠点等の整備や機能の充実に向けた後方的な支援をお願いします。

### ③ グループホームについて

#### ア グループホームにおける重度化・高齢化への対応

グループホームについては、入所施設や病院からの地域移行を推進するため、整備を推進してきたところであり、利用者数は令和3年9月時点で約15万人となっており、入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度障害者の受入体制の整備が課題となっている。

グループホームにおける重度障害者の受入体制の整備を図るため、平成30年度に日中・夜間に常時の人員を配置する日中サービス支援型グループホームの創設や、令和3年度報酬改定における重度障害者支援加算の対象者の拡充、医療的ケア対応支援加算の創設等の報酬の充実を行ったところであるが、現状においても、重度障害者を受け入れ可能なグループホームが不足している状況がある。

都道府県及び市町村におかれては、重度障害者向けのグループホームの整備など、地域のニーズを踏まえた整備を推進についてお願いします。

#### イ グループホームにおける支援の質の確保

近年、障害福祉サービスの実績や経験が少ない業者の参入が多く見受けられ、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される状況がある。【関連資料4】

また、日中サービス支援型グループホームについては、基準省令第213条の10オ及び解釈通知第十五の4(3)④において、地域に開かれたサービスとすることにより、サービスの質の確保を図る観点から、協議会等（都道府県又は市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議）に対し、定期的に（少なくとも年に1回以上）実施状況等を報告し、当該実施状況等について評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととされているが、形骸化しているとの指摘がある。

都道府県及び市町村におかれては、安心してグループホームを利用す

ることができるよう

- ・支援の質を確保するための事業者への助言・指導や、
  - ・日中サービス支援型グループホームの協議会等への報告の徹底、協議会等による運営状況の評価及び助言等の実施
- についてお願いします。

なお、令和3年度障害者総合福祉推進事業において「グループホームの運営及び支援内容等の実態把握のための調査」を実施し、グループホームの利用者の状況や支援の実態、支援の質の確保の取組状況、地域におけるニーズ等についての調査結果を別添に掲載しているのので、参考としていただきたい。【関連資料5】

## ウ グループホームの防火安全対策等の徹底

グループホームの防火安全対策については、消防法施行令等に基づき、適正に運用されているところであるが、都道府県並びに市町村におかれては、管内の消防署等と連携を図りつつ、関係事業所等に対して適切に指導等を行い、スプリンクラー設備等の設置義務のない場合も含め、グループホームの防火安全体制の推進に万全を期されるようご協力をお願いします。

非常災害対策は事業者が日頃から取り組むべき事案であるが、グループホームは障害者が共同生活する住まいの場であり、一つ一つの住居は小規模であることが多いことから、具体的に取り組みにくいとの声もあるため、都道府県並びに市町村におかれては、利用者の安全確保を第一に考え、グループホームにおける災害発生に備えた取組みの促進を図るようお願いします。

## エ 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援について

矯正施設等を退所する障害者の地域生活への移行支援については、地域生活定着支援センターと保護観察所が協働し、グループホーム等への受け入れ調整等を実施しており、地域移行支援の対象としている。

また、都道府県地域生活支援事業の「矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進事業」を活用することも可能である。

矯正施設等の退所後、グループホームや自立訓練、就労継続支援等において、地域で生活するために必要な相談援助や個別支援等を行った場合には、報酬上、「地域生活移行個別支援特別加算」及び「社会生活支援特別加算」により評価している。

都道府県並びに市町村におかれては、矯正施設等に入所している障害者の円滑な地域生活への移行に取り組むようお願いします。

## (2) 障害者ピアサポート研修事業の実施について【関連資料6】

ピアサポートは、自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を活かしながら、他の障害や疾病のある障害者の支援を行うものである。

障害者ピアサポートについては、令和2年3月に「障害者ピアサポート研修事業」の実施要綱を定め、令和2年度から「障害者ピアサポート研修事業」を地域生活支援事業費等補助金の補助対象とした。

また、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、「障害者ピアサポート体制加算」等を創設し、国が定める「障害者ピアサポート研修」の修了等を算定要件とした上で、当該研修の実施が低調であったことを踏まえ、令和5年度末までの経過措置として、自治体が認めるピアサポート研修を修了した場合も加算の対象としたところである。

ピアサポートの支援の専門性を確保するためには、令和5年度までのできる限り早期に各都道府県・指定都市において国の実施要綱に基づく「障害者ピアサポート研修」を実施していただく必要がある。

上記を踏まえ、来年度予算案に新たに障害者ピアサポート研修の指導者養成研修事業を計上したところであり、都道府県・指定都市の担当職員や、研修の企画運営の中心的立場となる障害当事者、専門職に対して、障害者ピアサポート研修の基本的事項や演習の実施方法などに関する「指導者養成研修」を実施する予定である。(研修の日時、内容等の詳細は今後、連絡予定)

都道府県・指定都市におかれては、指導者養成研修への担当職員や研修の企画運営の中心的立場となる障害当事者や専門職の参加について特段のご配慮をお願いします。(指導者養成研修の参加者の旅費及び宿泊費については、地域生活支援事業費補助金の国庫補助対象とする予定)

また、令和5年度までのできる限り早期に国の実施要綱に基づく「障害者ピアサポート研修」を実施いただくようお願いします。

障害者ピアサポート研修の実施に当たっては、今後の障害者ピアサポート研修の指導的立場となる人材の養成や地域におけるピアサポート体制の推進につなげるために、できる限り研修の企画検討や講師等に地域の障害当事者や関係者に幅広く参画していただくことが望ましいことに留意すること。

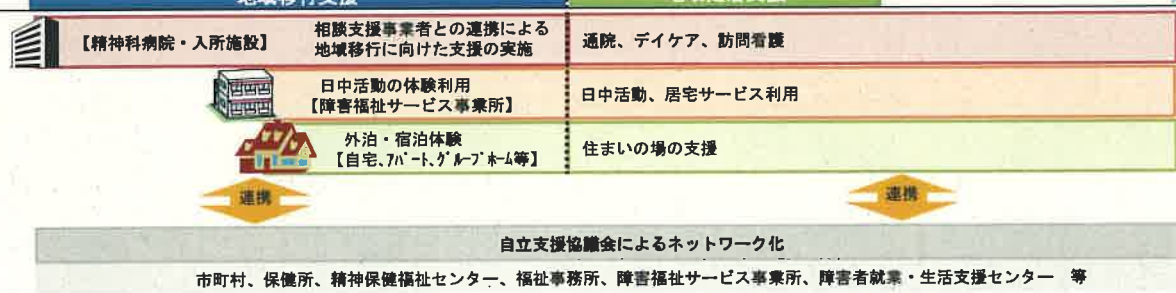
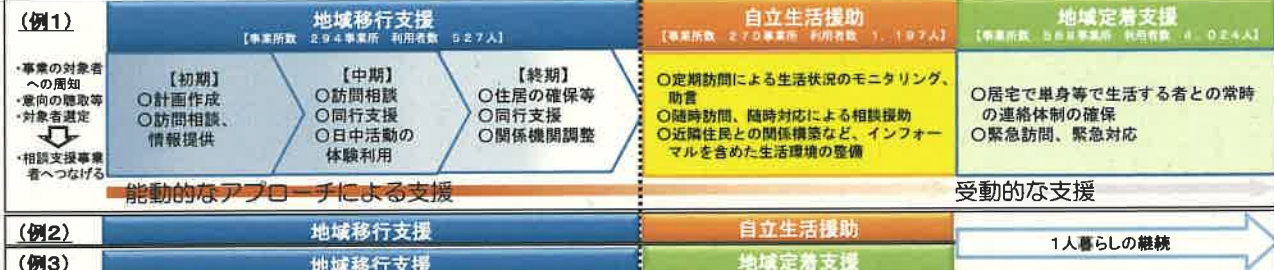


## 障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて 関連資料1

**地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施**

- 地域移行支援： 障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助： グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援： 居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ) 退院・退所 【出典】令和3年9月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)

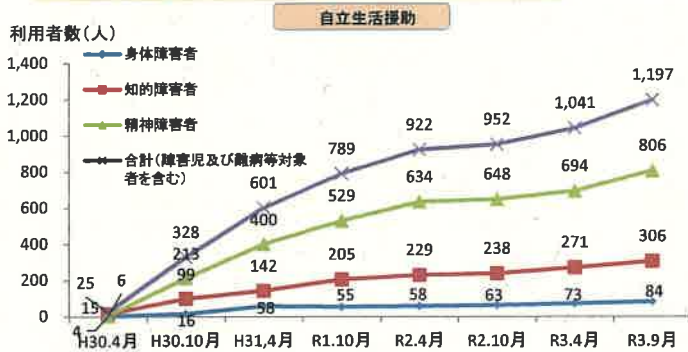


## 自立生活援助の利用者数実績等

### ◆ 障害福祉計画における見込量と実績



### ◆ 障害別利用者数の推移 (H30.4~R3.9)



### ◆ 都道府県別利用者数 (R3.9)

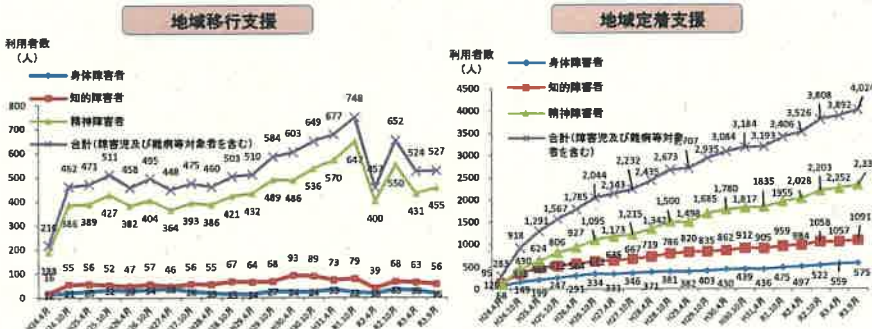


## 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

### ◆ 障害福祉計画における見込量と実績



### ◆ 障害別利用者数の推移（H24.4～R3.9）



### ◆ 都道府県別利用者数（R3.9）





## 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

関連資料 1

### 改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

### 改正の概要

#### 1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。  
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用助奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

#### 2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

#### 3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

#### 4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

#### 5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

#### 6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目標として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### 7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、**所**要の改正を行う。

### 施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

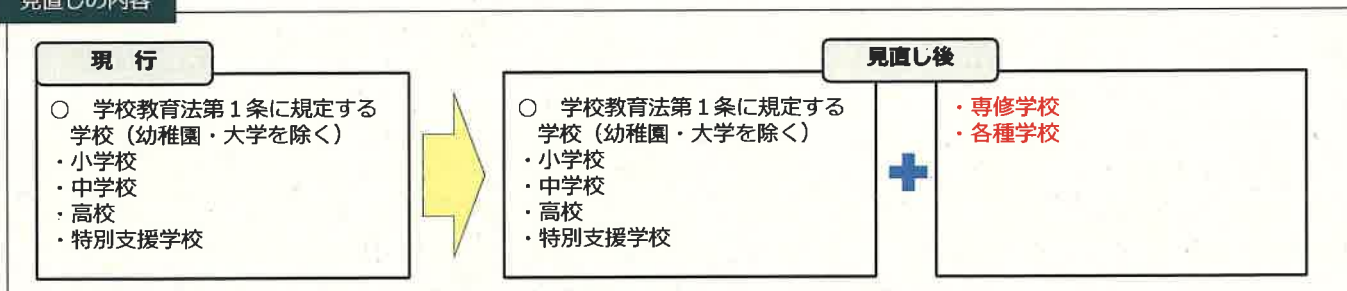
## 放課後等デイサービスの対象児童の見直し

- 放課後等デイサービスについては、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児」を対象としており、**義務教育終了後の年齢層（15～17歳）で、高校ではなく、専修学校・各種学校へ通学している障害児は利用することができない。**そうした子ども達の中には、学校終了後や休日に発達支援を特段に必要とせず自立的に過ごすことができる場合もあれば、**障害の状態・発達段階や家庭環境等により発達支援を必要とする場合もある。**
- このため、専修学校・各種学校へ通学している障害児であっても、障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる**発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合については、放課後等デイサービスの給付決定を行うことを可能とする。**

※ 本件は、平成30年地方分権改革推進提案における自治体の提案を踏まえたもの。

※ 施行期日：令和6年4月1日

### 見直しの内容



### 対象者のイメージ

- 障害の状態・発達段階や家庭環境等の状況から、学校終了後や休日に自立的に過ごすことが難しく、放課後等デイサービスによる発達支援を必要とするものとして、市町村長が認める場合